

〔3〕 仙台市預かり保育推進事業補助金

1 制度の概要

(1) 交付目的

保護者の保育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園の教育時間終了後等も幼稚園内で園児等を預かる「預かり保育」について、これを実施する私立幼稚園に対して経費の一部補助を行い、幼稚園の経費負担の軽減などを図るものです。

(2) 補助要件

次に掲げる要件を備える幼稚園に対して補助を行います。

- ① 預かり保育を必要とする実施幼稚園の園児を保育するものであること。

ア 保護者の就労による場合

イ 保護者の学校行事参加、ボランティア活動、疾病による通院などにより、一時的に保育を必要とする場合

ウ 園児の降園後、地域と一緒に遊べる園児がない場合

- ② 実施幼稚園において、通常の教育時間終了後、また実施幼稚園の休業日において、2時間以上保育を受けるものであること。

あるいは、通常の教育時間開始前（早朝時）において、午前8時以前から保育を受けるものであること。

- ③ 以下の基準により必要な人数の職員（そのうち1／3以上は幼稚園教諭普通免許状又は保育士の資格を有する者）を配置すること。

※幼児教育・保育の無償化に伴い、国の法令で預かり保育の実施基準が定められました。

【必要な職員数】

- ・ 3歳児（満3歳児を含む）の場合 幼児概ね20人※につき職員1人
- ・ 4歳児・5歳児 幼児概ね30人※につき職員1人
- ・ 上記により必要となる職員数が2名未満となった場合でも、2名以上の配置が必要です。

ただし、当該幼稚園等の職員である保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1名の配置とすることができます。

（※）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正（令和6年4月1日施行）により、必要な職員数は、3歳児の場合は幼児概ね15人につき職員1人以上、4歳児・5歳児の場合は幼児概ね25人につき職員1人以上とされましたが、本市では、経過措置により従前の基準を適用することとしています。

(3) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、人件費、教育研究費、管理経費、物件費のうち、当該年度内において、実際に預かり保育事業に要した経費です。

なお、預かり保育事業に要する経費について、宮城県の補助金の対象経費とする場合は、その分については、仙台市預かり保育推進事業補助金の対象経費とすることはできません。

また、宮城県の預かり保育事業に対する補助金の交付対象となる幼稚園については、仙台市の補助金では休業日割と早朝割のみ、預かり保育に要した人件費に充てることができます。

更に通常の教育時間と共通で使用する物品の購入経費や光熱水費等の管理経費や、預かり保育担当者が預かり保育以外の業務も担当している場合の人件費については、経費のあん分計算が必要です。

(4) 補助金の額

補助金の額は、表1に定める補助額及び連携施設設定加算の対象となる幼稚園は表2に定める補助額が加算されます。

(5) 連携施設設定加算対象要件

- ① 平日（※1）に11時間以上開園し、預かり保育事業を利用する園児がいること。
なお、土曜日の実施については任意とし、補助要件にはしません。
- ② 本市の「地域型保育事業における連携施設に関するガイドライン」に基づき、地域型保育事業者等と卒園後の受け皿に関する連携施設の協定を締結していること。（※2）
（※1）日曜・祝日及び年末年始を除く平日に実施。ただし、夏季休業期間中に限り、土日を含む5日程度の休園は可能。
（※2）補助対象年度に締結した協定内容も補助加算対象に反映します（協定締結日の翌月から補助加算対象とします。ただし、月初日に締結した協定は当該月から補助加算対象とします）。
例：協定締結日が5月15日の場合、6月以降に実施する預かり保育日数に応じて加算する。
協定締結日が10月1日の場合、10月以降に実施する預かり保育日数に応じて加算する。

表1

種類	対 象	補助額(交付上限額)
① 幼稚園割	教育時間等の終了後に預かり保育事業を2時間以上実施した日数の合計を、開園日（休業日以外の日をいう。）の日数の合計で除して求めた実施割合に応じて補助を行う。 ただし、宮城県の預かり保育事業に対する補助のうち、「開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する場合」に該当し補助対象となる園は除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施割合3割未満の園 200,000円/年 ・実施割合3割以上の園 300,000円/年
② 園児割	通常時又は休業日において2時間以上預かり保育を受けた園児、通常の教育時間開始前に、午前8時以前から預かり保育を受けた園児の延べ人数に応じて補助を行う。 ただし、仙台市一時預かり事業（幼稚園型）補助金の対象となる園は除く。	延べ園児数を500人で除した値(小数点切り上げ)ごとに 70,000円/年
③ 時間延長割	通常の教育時間終了後において、午後5時30分を超えて預かり保育を実施する幼稚園を対象に、実績に応じて補助を行う。 ただし、宮城県の預かり保育事業に対する補助のうち、「1日平均預かり保育時間が5時間以上」に該当し、補助額の加算を受けている園を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・午後5時30分を超えて実施 3,000円/月 ・午後6時30分を超えて実施 6,000円/月
④ 休業日割	幼稚園の休業日に預かり保育を実施する場合に補助を行う。 ただし、宮城県の預かり保育事業に対する補助のうち、「長期休業日預かり保育」の補助対象となる場合は、当該補助対象となる実施日数については対象から除く。 また、宮城県の預かり保育事業に対する補助のうち、「休業日預かり保育」の補助対象となる園及び仙台市一時預かり事業（幼稚園型）補助金の対象となる園は除く。	10,000円/日 7・8月の長期休業期間内に係る上限額 80,000円（※） （※）宮城県「私立幼稚園預かり保育等推進事業補助金交付要綱」の対象となる施設のうち、長期休業日預かり保育の加算を受けていない施設に限ります。
⑤ 早朝割	通常の教育時間等開始前において、午前8時以前から預かり保育を実施する場合に補助を行う。	1,500円/日

表2

連携施設設定加算	補助額								
	<p>預かり保育事業を実施した日数の合計に、日額 7,860 円（12 時間以上開園した日については、1 時間当たり 1,268 円を加算する）及び協定書の受入人数に応じて下表に定める算出係数を乗じた額（千円未満切り上げ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定書の受入人数（優先入所枠）※</th> <th>算出係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7名以上</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>4名以上 6名以下</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>2名以上 3名以下</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の地域型保育事業者等と協定を締結している場合には、各協定書の受入人数を合算した人数とする。 ただし、次に掲げるア及びイの対象となる経費があるときは、当該経費の対象としないものとする。 ア 県補助金の対象経費とした経費 イ 表1の①から⑤の対象経費とした経費</p>		協定書の受入人数（優先入所枠）※	算出係数	7名以上	1.00	4名以上 6名以下	0.75	2名以上 3名以下
協定書の受入人数（優先入所枠）※	算出係数								
7名以上	1.00								
4名以上 6名以下	0.75								
2名以上 3名以下	0.50								

2 年間スケジュール

6月中旬	補助金交付対象申請書の提出
7月下旬	補助金交付対象決定通知書の受領
随時	事業変更承認申請書の提出 (変更がある場合のみ)
翌年度 4月上旬	預かり保育実績報告書等の提出
翌年度 5月中旬～下旬	補助金の受領

3 事務処理手順

